

「第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画(素案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 意見等の提出者数 | 3人 |
| 2 意見等の件数 | 51件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 11件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	計画名について、障害を障がいと「ひらがな」にした意図がよく分かりません。障害の本質的な問題から目をそらし、うやむやにするような感じで良くないように思いました。きちんと本気で取り組むという意味で「漢字」で障害と表記した方が良くないように思いました。	「障害」と「障がい」のどちらの表記を用いるべきかという問題には色々な御意見がありますが、本市では「害」という字に不快感を抱く方の心情に配慮し、各種通知文書、案内文書等において、「障がい」という表記を使用しています。 このため、今回の改定に合わせて計画名についても表記を改めることとしたものです。
2	第1章4の(2)で、発達障害者及び高次脳機能障害者を精神障害者にまとめていますが、間違っていないですか。知的障害者の方に近いと思いました。	発達障がいは、自閉症、注意欠陥多動性障がい、学習障がいなどに分類されますが、知的障がいを伴う方と伴わない方がいらっしゃいます。 このため、発達障がいは一般的に精神障がいに含まれるものとされており、国(子ども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においても、発達障がい及び高次脳機能障がいは精神障がいに含むものとされています。
3	第1章4の(7)で、聴覚障害者と視覚障害者への支援整備だけ特記されていたので、それだけしかないようなイメージに感じられました。障害者の料理教室等の健康づくり支援や障害者のスポーツ環境整備などは行わないのでしょうか。	提出いただいた御意見を参考として、第1章4(7)の2段落目を次のように修正します。 そのため、 <u>地域活動支援センター</u> における各種文化、スポーツ教室の <u>機会の提供</u> 、手話通訳者等の派遣や移動の支援を行うほか、図書館や点字図書館、ボランティア団体等との連携を図りながら視覚障がいのある人等の読書環境の整備を推進します。
4	第3章1の(2)で、社会参加活動の場を取り上げていますが、例示された希望するサービスの中には、社会参加活動の場に相当するサービスがないように思いました。どのような活動を社会参加活動と見なしているのか、少し不安に思いました。	希望するサービスとして列記した障害福祉サービスを提供する事業所においては、散歩やドライブ、レクリエーション、地域のイベント参加、町内会や近隣の学校との交流等が行われる場合があります。これらを総称して社会参加活動と表しています。
5	第3章2(1)と3(1)で、児童とそれ以外の人を区分していることが、縦割的で柔軟性を欠いていて、実効性が期待できなさそうに感じました。子供はいずれ大人になって、障害児から障害者になるので、第1章4の(5)でうたう「切れ目のない一貫した支援」をするなら、第3章の2と3は一体的に横のつながりを持って扱った方が良くないでしょうか。	現状では、障がい児に提供するサービスと障がい者に提供するサービスは、法律上及び制度上、別の扱いとなっているため、このような記述になっています。
6	第4章4の第7期目標3(就労継続支援A型事業の一般就労への移行)で実績が0の令和3年度をもとに目標値が設定されていますが、令和4年度で5人も実績が出ています。ならば、より積極的に就労移行を支援するという意味で、国の基本指針にこだわらず、令和4年度の5人を持って目標値を定めた方が良くないように思いました。	提出いただいた御意見を参考として、「3 就労継続支援A型の一般就労への移行」の表を次のように修正します。 「目標値:令和8年度の一般就労移行者数」の行における ①「数値」欄 「5人」 ②「備考」欄 「令和4年度実績値」 また、表の欄外に、次の説明を追加します。 就労継続支援A型事業については、令和3年度の実績が0人ですが、令和4年度の実績が5人のため、令和8年度末においても令和4年度の実績を維持することを目標とします。
7	第4章5の児童発達支援センターと重度心身障害児を支援する事業所は、国の基本指針で1か所以上と、「以上」がついていますので、すでに1か所確保してあっても、利用しやすい環境を整える意味や万が一に備える意味でも増やす努力は必要ではないでしょうか。	御意見にあるとおり、児童発達支援センターや主に重度心身障がい児を支援する事業所は複数あった方が理想的です。現時点ではどちらの事業所についても新設の見込みはありませんが、今後の障がい児の動向を見極めていきたいと考えています。

No.	意見等の概要	市の考え方等
8	第6章の1で設定されている事業はどれも障害者に特化した住居で暮らし、障害者に特化した移動手段で障害者に特化した活動の場に行き日中を過ごす的なことを想定した支援で、一般社会とは隔離した支援のように感じました。地域生活支援とは、一般人も利用する一般的な生活の場で、ともに生活できるようにすることを意味すると思うのですが、例えば、障害者も安心して乗れるように公共の交通機関に協力して頂くとか、安全に歩行できるように道路をバリアフリーにするとか、目的の場所に行けるように、音声メッセージや点字を要所に設置するとか、安心して外出できるように多目的トイレを商業施設等に設置するように要請するとかそのような支援事業があった方が良く思うのですが。	第6章では、市町村が地域の特性や実情に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」について記載していますが、市町村が必ず行わなければならない「必須事業」が定められているほか、市町村が地域の実情に応じて実施を選択する「任意事業」についても、国が事前に制度の枠組みを定めているものです。 御意見にあるような事業については、制度的な面で地域生活支援事業にはなじまないと考えますが、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現のためには重要な視点であると考えますので、今後の施策の参考にさせていただきます。
9	第7章の1で、通報や訴えを待つのではなく、積極的に訪問やパトロールするなど、虐待や差別を見つけ出す取り組みがあった方が良く思うのですが、障害者自身による通報や訴えは能力的に困難なことが多いと思えますし、障害者やその家族は社会的弱者であることが多く、発言し難いと思えますので。	虐待の通報や訴えがない場合に、自宅を訪問することやパトロールを行うことは、プライバシーや人権保護の観点から実施は難しいと考えます。 まずは、虐待や差別をなくすための啓発活動を積極的に行い、虐待の発生を認知した場合には、警察署や関係機関とも連携して迅速な対応を取ることが必要であると考えています。
10	全体として障がい者を削減する施策について触れられていないことに違和感を感じます。	障がいの発生を予防すること又は障がいを治癒若しくは軽減することについては、保健や医療に関わることであり、福祉施策にはなじまないことから、本計画では記載しておりません。
11	協議会における協議事項及び庁内関係部局との協議・調整事項が不明です。	本計画の策定に当たっては、国(子ども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即することとしていますが、この指針においては協議会における協議事項や庁内関係部局との協議・調整事項について記載することを求められておりませんので、記載する必要はないものと考えております。
12	広く市民の皆様の意見を伺うためパブリックコメントを実施したとあるが、前計画に対するパブリックコメントを指しているのか？それとも現在実施中のパブリックコメントを指しているのか？	提出いただいた御意見を参考として、第1章6(2)の5行目を次のように修正します。 また、広く市民の皆様の意見を伺うため、令和6年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施しました。
13	小樽市が実施しているパブリックコメントは新総合体育館のようなテーマを除き、多くの市民の意見を収集することができていないのが実態である。パブリックコメントと並行して市民説明会を実施するような運用が必要である。	市民説明会の開催については、現状では考えておりませんが、今後の計画の策定に当たっては、多くの市民の意見を収集するための方策について検討する必要があると考えております。
14	人口の推移で主張したいことが不明である。後述される障がい者数の遷移傾向の提示内容を鑑みると、18歳と65歳に意味ある境界が存在しそうな感じはするが、年少人口、生産年齢人口、老年人口に分けた説明などにどんな意図があるのか読み取れない。	この項では、小樽市全体の人口の推移について、年齢階層別に示すことにより高齢化が進展していることを示しているものであり、内容の変更は行わないこととします。
15	人口の推移を説明する表と棒グラフはまったく同じ情報量で両方を記載する意味がない。各人口の減少率や高齢化を示す数値の導き方が分かりやすいように表を充実させた方が良い。	御意見のとおり、表とグラフの情報が同一内容になっておりますが、視覚的に分かりやすいようグラフを併記したもので、意味がないものとは考えておりません。表の充実につきましては、より分かりやすい説明となるよう、今後検討していきたいと考えております。
16	障害者手帳交付者数の推移を説明する表と棒グラフはまったく同じ情報量で両方を記載する意味がない。	御意見のとおり、表とグラフの情報が同一内容になっておりますが、視覚的に分かりやすいようグラフを併記したもので、意味がないものとは考えておりません。
17	障害者手帳交付者数の推移において、特に総人口に占める割合などについては国、道の数値を併記し小樽市における手帳交付者が多いのか少ないのか等について記載すべきである。	提出いただいた御意見を参考として、第2章2の説明文の1行目を次のとおり修正します。 障害者手帳交付者数の総人口に占める割合は、ほぼ横ばいで推移していますが、令和4年3月現在の北海道の数値(約8.0%※)との比較ではやや低くなっています。(※北海道「障害者手帳交付状況」、総務省統計局「令和4年10月人口推計」)

No.	意見等の概要	市の考え方等
18	知的障がい及び精神障がいに係る交付者は増加の傾向にあると記載されるが、その理由も示すべき。	提出いただいた御意見を参考として、第2章2の説明文に次の1文を追加します。 また、知的障がい及び精神障がいに係る交付者数は増加傾向にあります。相談支援機関の充実や社会における理解が進んできたことが理由として考えられます。
19	障害者手帳交付者数の推移について本計画期間における想定値がどこにも記載されていない。計画書として不十分なのではないか。	本計画の策定に当たっては、国(子ども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即することとしていますが、この指針においては計画期間中の障害者手帳交付者数の想定値を定めることを求められておりませんので、記載する必要はないものと考えております。
20	身体障害者手帳交付者は減少していますが、そのうち65歳以上の方が占める割合は増加傾向にありますと記載されるが、これは高齢化が進んでいることからあたりまえ(自明)である。65歳以上の件数の65歳以上の人口に占める割合は平成30年度から令和4年度は11.47%,11.20%,11.05%,10.86%,10.57%と減少傾向にあることから、現在の説明文は適切でないと判断する。	提出いただいた御意見を参考として、第2章2(1)①の1行目を次のように修正します。 人口の減少に伴い、身体障害者手帳交付者は年々減少していますが、そのうち65歳以上の方が占める割合は約8割で横ばいとなっています。
21	障がい程度等級別、障がい種別については国、道の数値を併記し小樽市の特性(特徴)を記載すべきである。	障がい程度等級別、障がい種別の国や道の数値につきましては、調査年次の違いや表が複雑になり見づらくなる等の課題があるため、本計画に記載する考えはありませんが、今後の計画においては御提案のあった数値の記載を含めた、より分かりやすい説明となるよう検討してまいります。
22	障がい種別について増減傾向について記載があるが、その理由を追記すべきである。	障がい種別の増減理由につきましては、その理由についての詳細な分析ができていないため、お示しすることはできません。
23	障がい程度等級別、障がい種別について本計画期間における想定値がどこにも記載されていない。計画書として不十分なのではないか。	本計画の策定に当たっては、国(子ども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即することとしていますが、この指針においては計画期間中の障がい程度等級別、障がい種別の想定値を定めることを求められておりませんので、記載する必要はないものと考えております。
24	知的障がい者・療育手帳交付者数の総人口に占める比率などについて国、道の数値を併記し小樽市の特性(特徴)を記載すべきである。	療育手帳交付者数の国や道の数値につきましては、調査年次の違いや表が複雑になり見づらくなる等の課題があるため、本計画に記載する考えはありませんが、今後の計画においては御提案のあった数値の記載を含めた、より分かりやすい説明となるよう検討してまいります。
25	知的障がい者・療育手帳交付者を18歳未満・以上で分けている理由が不明である。	障がい児(18歳未満)と障がい者(18歳以上)では、使用するサービスの種類及び根拠法令が異なること、また療育手帳を発行する北海道の担当部署(18歳未満は北海道中央児童相談所、18歳以上は北海道立心身障害者総合相談所)が異なるためです。
26	B判定を受けた方が増加していますと記載される。平成30年度から令和4年度の増加比率は17.3%であり、その理由について説明が必要である。	療育手帳のB判定を受けた方が増加している理由につきましては、その理由についての詳細な分析ができていないため、お示しすることはできません。
27	知的障がい者・療育手帳交付者数について本計画期間における想定値がどこにも記載されていない。計画書として不十分なのではないか。	本計画の策定に当たっては、国(子ども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即することとしていますが、この指針においては計画期間中の療育手帳交付者数の想定値を定めることを求められておりませんので、記載する必要はないものと考えております。
28	精神障がい者・精神障害者保険福祉手帳交付者数の総人口に占める比率などについて国、道の数値を併記し小樽市の特性(特徴)を記載すべきである。	精神障害者保健福祉手帳交付者数の国や道の数値につきましては、調査年次の違いや表が複雑になり見づらくなる等の課題があるため、本計画に記載する考えはありませんが、今後の計画においては御提案のあった数値の記載を含めた、より分かりやすい説明となるよう検討してまいります。

No.	意見等の概要	市の考え方等
29	精神障がい者・精神障害者保険福祉手帳交付者数について本計画期間における想定値がどこにも記載されていない。計画書として不十分なのではないかと。	本計画の策定に当たっては、国(こども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即することとしていますが、この指針においては計画期間中の精神障害者保健福祉手帳交付者数の想定値を定めることを求められておりませんので、記載する必要はないものと考えております。
30	精神障がい者・精神障害者保険福祉手帳交付者数のうち、2級は平成30年度から令和4年度の増加比率は14.2%である。同様に合計値の増加比率は15.4%である。この理由について追記し、説明文を見直すべきである。	提出いただいた御意見を参考として、第2章2(3)の説明文を次のように修正します。なお、各等級の増減理由につきましては、その理由についての詳細な分析ができていないため、お示しすることは出来ません。 精神障害者保健福祉手帳交付者は、全体では増加傾向にあります。いずれの年度も2級判定を受けた方が約6割を占めており、1級判定を受けた方の割合は減少傾向、3級判定を受けた方の割合は増加傾向にあります。
31	訪問系サービスについて (1)国や道と比較した評価が必要である。 (2)事業所数が過不足しているかどうかの評価が必要である。	(1)本計画は、本市における障害児通所支援や障害福祉サービスの提供体制について定めるものであり、国や道における訪問系サービスに係る事業所数や国や道の事業所数と比較した評価につきましては、記載する必要はないものと考えております。 (2)また、事業所数の過不足についての評価につきましても、国(こども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において記載を求められておりませんので、記載する必要はないものと考えております。
32	日中活動系サービスについて (1)国や道と比較した評価が必要である。 (2)事業所数が過不足しているかどうかの評価が必要である。 (3)事業所の増減理由を示すべきである。	(1)本計画は、本市における障害児通所支援や障害福祉サービスの提供体制について定めるものであり、国や道における日中活動系サービスに係る事業所数や国や道の事業所数と比較した評価につきましては、記載する必要はないものと考えております。 (2)また、事業所数の過不足についての評価につきましても、国(こども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において記載を求められておりませんので、記載する必要はないものと考えております。 (3)各事業所の開設者は民間事業者であり、各事業者の個別の事情については把握しておりません。
33	居住系サービスについて (1)国や道と比較した評価が必要である。 (2)事業所数が過不足しているかどうかの評価が必要である。 (3)共同生活援助が増加している理由を示すべきである。	(1)本計画は、本市における障害児通所支援や障害福祉サービスの提供体制について定めるものであり、国や道における居住系サービスに係る事業所数や国や道の事業所数と比較した評価につきましては、記載する必要はないものと考えております。 (2)また、事業所数の過不足についての評価につきましても、国(こども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において記載を求められておりませんので、記載する必要はないものと考えております。 (3)各事業所の開設者は民間事業者であり、各事業者の個別の事情については把握しておりません。
34	障害児通所支援について (1)国や道と比較した評価が必要である。 (2)事業所数が過不足しているかどうかの評価が必要である。 (3)事業所の増加理由を示すべきである	(1)本計画は、本市における障害児通所支援や障害福祉サービスの提供体制について定めるものであり、国や道における障害児通所支援サービスに係る事業所数や国や道の事業所数と比較した評価につきましては、記載する必要はないものと考えております。 (2)また、事業所数の過不足についての評価につきましても、国(こども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において記載を求められておりませんので、記載する必要はないものと考えております。 (3)各事業所の開設者は主として民間事業者であり、各事業者の個別の事情については把握しておりません。
35	第3章計画推進の具体的な取組は2章までの現状分析とその評価が不十分であるため妥当性を判断できない。特に前期計画の取組に対する評価をまず行うべき。	前期計画(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)においては、障がいの現状及びサービス提供基盤の状況について成果目標や目標数値を設定しておりませんので、これらの事項に係る前期計画の取組に対する評価を記載する必要はないものと考えております。

No.	意見等の概要	市の考え方等
36	福祉施設の入所者の地域生活への移行について(1)6期計画の達成状況(進捗率)については令和4年度末の実績ではなく令和5年度末の実推値を使って算出すべきである。あるいは令和3年度実績値～令和5年度実推値の平均値などを活用すべきである。	計画の策定スケジュールの都合上、令和5年度実績値を用いることができないため、令和4年度の実績値を用いています。御提案の令和5年度の推定値や各年度の平均値を用いる方法もありますが、いずれにしても実績値と誤差が生じる可能性が高いものであり、変更は行わないこととします。
37	福祉施設の入所者の地域生活への移行について「また、今後の地域移行を進めるためには、(省略)、支援体制の充実を継続していく必要があります。」とあるが、小樽市が主体的に何を行うのか強調した文面にすべきである。	福祉施設入所者の地域生活への移行や地域定着のための支援については、行政機関と地域移行支援や地域定着支援を行う事業所、担当の相談支援専門員が協働して取り組むものであり、表現の変更は行わないこととします。
38	地域生活支援拠点の整備の数値目標が面的整備としているのはおかしい。何をどう整備するのか列挙し、目標を数値化すれば良い。	提出いただいた御意見を参考として、第4章3の表の2列目を次のように修正します。 (1)1行目の「数値」を、「目標」に修正 (2)3行目の「1回」を、「年1回以上」に修正
39	福祉施設から一般就労への移行について(1)6期計画の達成状況については令和4年度末の実績ではなく令和5年度末の実推値を使って算出すべきである。あるいは令和3年度実績値～令和5年度実推値の平均値などを活用すべきである。(2)ましてや、未達成割合を使用するのはおかしい。7期の目標値を定める上で必要な数値であることは理解する。	(1)計画の策定スケジュールの都合上、令和5年度実績値を用いることができないため、令和4年度の実績値を用いています。御提案の令和5年度の推定値や各年度の平均値を用いる方法もありますが、いずれにしても実績値と誤差が生じる可能性が高いものであり、変更は行わないこととします。 (2)提出いただいた御意見を参考として、第4章4の[6期計画の目標と達成状況]の表の4列目をとおり修正します。 <u>達成割合(%)</u> 59 29 100 30
40	※未達成割合を国が定めた目標値に加算した数値を数値目標の根拠にしている考え方の妥当性がわからない。国が令和3年度実績に対して増加比率を示しているが、これに合わせる前に前計画の令和3年度実績値～令和5年度実推値から令和6年度以降の数値を想定して目標値を設定した方が良いのではないか。	目標値の設定に当たっては、国(子ども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に従い、第6期計画に定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれることから、当該未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合を目標値に設定したものです。
41	見込量という表現を採用した意図がわからない。予算とか目標にしなかった理由は何か。予算あるいは計画達成に関する責任回避のように感じる。	本計画の策定に当たっては、国(子ども家庭庁及び厚生労働省)が定めている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即しています。この指針においては、計画期間中の障害福祉サービスごとの必要な量の見込みを定めることが必須とされておりますが、予算や目標値については記載する必要はないものと考えております。
42	1、量的データの解釈 「第2章」において、「障害者手帳の交付者数」や「事業者数」といった客観的数値のデータが示されてはいます。しかしそのデータについての「解釈」「評価」といった「見立て」はありません。 例えば平成30年より障害者の雇用義務の対象に精神障害者も加わったが、そのことが影響しているのだろうか? …など、客観的データに加え、「それをどのように理解するのか」という水準の記述があれば、市としては「現状をどのようにとらえているのか(見立てているのか)」が、市民にも理解できるようになり、「障がいのある人やサービス提供事業者の現状を的確にとらえ(p.1)」という計画の趣旨が果たされるのではないのでしょうか。 ただし例外的に、p.11には訪問系サービスが「介護人材不足のために、事業所数は減少にあります」と書かれており、この部分は地域の現状が表現されていてわかりやすいと感じました。	第2章において、障がい者の現状や障害福祉サービスを提供する事業者についての数値的データをお示しておりますが、御指摘のとおり、データの解釈や評価については、詳細な分析が困難なため記載できておりません。 今後の計画につきましては、御提案のあった解釈や評価の記載を含めた、より分かりやすい説明となるよう検討してまいります。

No.	意見等の概要	市の考え方等
43	<p>2、把握したどのような意見やニーズが計画に反映されているのか示してほしい。</p> <p>計画の策定にあたり、①協議会における協議を行い、各部会において関係者からの意見を伺った、とあります(p.5)。また、②福祉関係者の意見を踏まえニーズの把握に努めてもいる、ともあります(p.6)。</p> <p>行政や当事者・家族・関係者が協力しながら様々なアイデアを出し合い、日ごろから見えないところで様々な話し合いの場を持ち、地域の福祉の増進のため、尽力されているのだと思います。</p> <p>それだけに、上記①や②で具体的にどのような意見が出、どのようなニーズが把握され、それが本計画にどのように反映されているのかが読み解きづらいのが残念に感じます。計画の内部にそれを記載することが適当であれば、障害福祉計画策定にあたっての参考資料として、ホームページ上に把握した意見やニーズを参考情報として公開するといったことはできないでしょうか。</p>	<p>障がいのある方やご家族、障害福祉関係者から提出された意見や要望等を計画上に記載することは困難と考えますが、御提案にありましたホームページでの公開も含めて検討させていただきます。</p>
44	<p>3、「計画推進の具体的な取り組み(3章)」について。「具体的な取り組み」と言うものの、もう少し具体化するべき部分はないか</p> <p>第3章の「(1)訪問系サービスの推進」。居宅介護等のサービスの「見込み数」は、第5章で記載されています。しかし、必要な量のサービスが供給されるために、どのように事業所や人材の確保を図るかといったことが問題となるのではないのでしょうか(p.11には訪問系サービスが「介護人材不足のために、事業所数は減少にあります」とある)。どの程度人材が不足しており、どのようにして人材を確保するのか、といった部分は書かれていないように思われます。</p>	<p>昨今では、福祉・介護の分野にとどまらず、運輸・公共交通など様々な分野で人材不足、求人難が深刻な状況となっています。</p> <p>この課題に対しては、今後地域の福祉事業者や関係行政機関も含めて共通認識を持って解決に当たる必要がありますが、現時点で明確な対応策を記載できるほど議論が深まってはおりません。</p> <p>いただいた御意見を参考として、今後、関係者間で議論を進めてまいりたいと考えております。</p>
45	<p>(2)日中活動系サービスの充実」。その具体的な取り組みの目標や内容がわかりませんでした。「日中活動系サービスの充実」とは何を意味しているのでしょうか。サービス事業者の数を増やすことなのか。あるいは例えば、B型で提供される作業内容が障害者のニーズに合致するよう多様化することを意味するのか。あるいは、就労支援事業所における工賃の増額を意味するのか、等。</p>	<p>日中活動系サービスの充実のためには、御指摘いただいたような、就労継続支援事業所の提供サービスの多様化や工賃の増額なども重要な視点であると考えておりますが、第一に考えるべきは、障がいのある方のニーズに応えることのできる事業所や定員の確保であると考えております。このことから、第3章1(2)の説明を次のとおり修正します。</p> <p>障がいのある人の日中活動の場や社会参加活動の場、さらには地域生活や就労に向けた訓練の場として、希望するサービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援就労継続支援、療養介護等)や、介護者が病気のときなどに利用できる短期入所や日中一時支援を提供できるよう、サービス提供事業者との連携によるサービスの受入体制の確保に努めます。</p>
46	<p>(3)地域生活への移行の環境整備」は、「障がいの重い方を受け入れるグループホームの整備を推進する」等とあります。必要なことと思います。しかし計画では、①グループホームの事業所数をどれくらいに増やすのか、②受け入れ可能な入居者数をどの程度に設定するのか、③そのためにどのような具体的な課題を担うのか(④そもそも「障がいの重い方」を受け入れる体制とは、どのようなものと想定されているのか、)といった具体的な記述は見当たりません。別途、具体的な目標は設定されるのでしょうか。</p>	<p>グループホームの事業所数や入居者数、対応する障がいの種別、障がい特性などについては、現時点で具体的な目標を持ってはおりません。今後、障がい福祉サービス提供事業者、関係機関等で構成する小樽市障がい児・者支援協議会の皆さんとも協議し、必要に応じて具体的な目標などについて検討してまいります。</p>
47	<p>(4)地域生活への移行・定着」。「連携による支援体制づくり」とは、じっさい、何をすることなのでしょう。</p>	<p>この項目では、施設や精神科病院から地域に移行する方への「地域移行支援」や「地域定着支援」のほか、一人暮らしを始めた障がい者の自宅を定期的に訪問して、生活状況の確認や必要に応じたアドバイス、医療機関等との連絡調整を行う「自立生活援助」サービスについて説明しています。本市においては、このうち「自立生活援助」サービスを提供する事業者が撤退したため、代わりを担う支援体制の整備を意図し、このような表現としています。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
48	<p>「(6)就労定着に向けた支援の推進」は、p.20「4福祉施設から一般就労への移行」が対応箇所と思われる。今後は、「情報共有を進める」「民間企業等と連携を一層強化」等と取り組みが記載されていますが、具体的にはどのような課題に焦点をあてて取り組んで行かれるのでしょうか。例えば、雇用率制度が改定され、令和6年4月より、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の方についても、0.5人としてカウントできるように変わります。これはあくまで一例ですが、「連携強化」「情報共有」をする際、取り組むべき「焦点」や具体策を検討する必要があります。何かお考えはあるのでしょうか。</p>	<p>福祉施設から一般就労への移行に当たって、取り組むべき焦点や具体策について、現時点で明確にお示しできることはありませんが、提出いただいた御意見を参考として、第4章4の「第7期障がい福祉計画における福祉施設から一般就労への移行目標」の説明文の1段落目を次のように修正します。</p> <p>第7期障がい福祉計画では、国の指針に基づき目標値を設定し、今後も本人の意向や障がい者雇用制度の動向を踏まえつつ、就労移行支援事業所や、ハローワーク、小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろば、民間企業等と連携を一層強化し、就労に関する情報共有を進めるとともに、障がいのある人の就労についての理解や配慮の促進に努め、個々の適性に応じた一般就労への移行を支援します。</p>
49	<p>4、p.35「差別解消」のための検討を図るとのこと。当事者の暮らしに密着するきわめて具体的な問題だと思いますので、是非ともお願いいたします。例えば精神障がいを持った方は、小樽市内で、部屋探しをする際、非常に苦労を経験されることが多いようです。「就労定着に向けた支援の推進」で述べた事とも重なりますが、差別解消の取り組みにあたり、「どのような問題にフォーカスし」それに対して「何をどのように取り組むのか」といった検討を是非ともお願いいたします。</p>	<p>御指摘いただいた、精神障がいのある方が退院し部屋探しをする際、円滑に賃借できないことは、解決が急がれる重要な課題であると考えておりますので、今後は、市内の障がい福祉事業所や関係機関で構成する「小樽市障がい児・者支援協議会」において、検討していきたいと考えております。</p>
50	<p>5、人材確保と待遇の問題 p.36「人材の確保・育成・定着」について。人材の確保や定着がどの程度現実的に図れるのだろうか…と感じてしまう部分もあります。</p>	<p>この課題に対しては、今後地域の福祉事業者や関係行政機関も含めて共通認識を持って解決に当たる必要があります。いただいた御意見を参考として、今後、関係者間で議論を進めてまいりたいと考えております。</p>
51	<p>6、計画の分析・評価を公開することは可能でしょうか。 前回計画に対してどの程度目標が達成できたのか、といった振り返り・評価・分析(支援プロセスで言うと、モニタリング情報)があると、次につながる議論が展開しやすく、よりよいと思います。可能であれば、協議会の議事録のようにホームページ上に公開していただくと、パブリックコメントをするうえでも、地域の状況を市民が認識するうえでも、大変参考になります。</p>	<p>御提案のありました、計画の評価・分析をホームページ上に公開することにつきましては、市民の方に広く情報をお伝えする方法として有効であると考えておりますので、今後、小樽市障がい児・者支援協議会の議事録と併せて公開する方向で検討いたします。</p>

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。